

発行元: 税理士法人 のぞみ
 相続手続 そうだん室

 TEL:0263-32-4737
 TEL:0263-32-8600

 長野県松本市城西2-5-12
<http://nozomi-tax.jp/>

相続税の実地調査の状況が発表されました

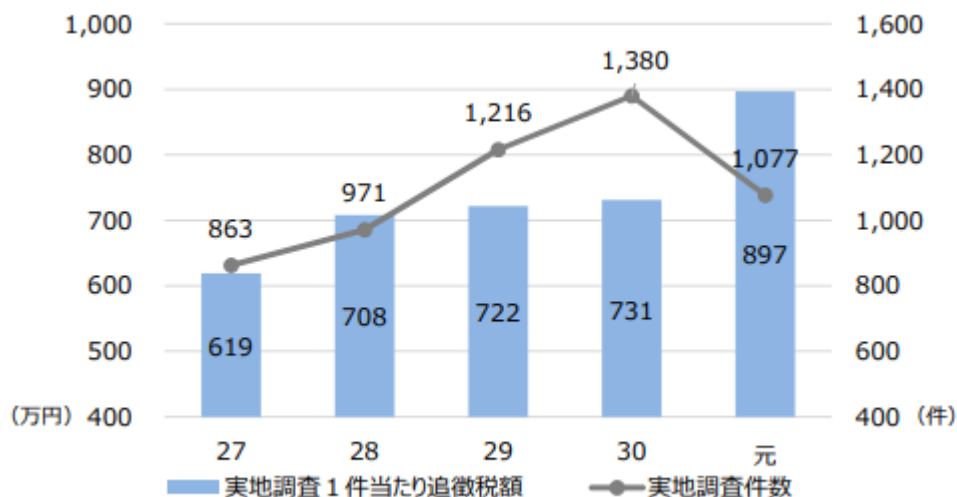
令和元事務年度(令和元年7月~令和2年6月)における相続税の調査状況が発表されました。申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにも関わらず無申告と想定される事案など、大口案件や悪質な不正が見込まれる事案について調査が行われました。

調査事績の概要は以下の表のとおりです。

	平成 29 事務年度	平成 30 事務年度	令和元事務年度
実地調査件数	12,576 件	12,463 件	10,635 件
申告漏れ等の非違件数	10,521 件	10,684 件	9,072 件
非違割合	83.7%	85.7%	85.3%
申告漏れ課税価格	3,523 億円	3,538 億円	3,048 億円
1 件当たりの追徴税額	623 万円	568 万円	641 万円

令和元事務年度は、新型コロナウイルスの影響により、調査件数としては減少していますが、調査 1 件当たりの追徴税額は増加しています。実地調査に出ることができない分しっかりと税務署内で調べて効率的に実地調査が行われたものと考えられます。

無申告事案に対する調査事績の推移は下記グラフの通りです。



無申告事案についても、実地調査 1 件当たりの追徴税額が大幅に増加していることがわかります。

申告漏れとなった相続財産では現預金が約 3 割を占めています。通帳のない口座も増えてきているので、相続人としても把握しきれないという状況もあるかと思えます。また、海外資産についても保有状況の把握を強化していますので、海外資産を含めどのような資産を保有しているか日ごろから家族に伝えたり、伝える手段を考えておきたいものです。